（注意事項）

1　法第２条第８項第15号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。

2　「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。

3　「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとのファンド資産の総数を記載すること。

④　主要な経営指標等の推移

	当期	前期	前々期
全体収益	百万円	百万円	百万円
うち投資運用部門収益	百万円	百万円	百万円
当期純損益	百万円	百万円	百万円
契約件数	件	件	件
運用財産総額合計	百万円	百万円	百万円
委託者報酬及び運用受託報酬	百万円	百万円	百万円
年金受託割合	%	%	%

（注意事項）

1　「契約件数」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、期末における数値を記載すること。

2　「年金受託割合」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、年金（年金積立金管理運用独立行政法人その他の公的年金制度に係る年金積立金の運用を行う主体、厚生年金基金、企業年金基金、規約型企業年金又は企業年金連合会をいう。）を相手方とする契約に係る運用財産総額の運用財産総額合計に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）の期末における数値を記載すること。

⑯　投資一任契約に係る業務の状況

①　契約件数等

	国内			小計	海外		小計	合計
	公的年金	私的年金	その他		年金	その他		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	

（注意事項）

1　「公的年金」の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人その他の公的年金制度に係る年金積立金の運用を行う主体との契約分を、「私的年金」の欄には、厚生年金基金、企業年金基金、規約型企業年金又は企業年金連合会との契約分を記載すること。

2　「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

3　「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

②　投資一任契約に係る投資の状況

イ　有価証券の売買状況（約定ベース・受渡しベース）

株式売買高	公社債券売買高	受益証券売買高	信託受益権売買高	その他有価証券売買高
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

1　有価証券の売買のうちデリバティブ取引を除いた計数を記入すること。

2　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

3　「株式売買高」の欄にはその金額を約定ベース（精算金額）又は受渡しベース（精算金額）のいずれかに基づいて記載すること。

4　現先売買は、「公社債券売買高」の欄に外書きすること。

5　新株予約権付社債の分離後の新株予約権部分は「株式売買高」の欄に、社債部分は「公社債券売買高」の欄に金額を内書きすること。

ロ　デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

(イ)　市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(ロ)　店頭デリバティブ取引高

先渡取引高	オプション取引高	スワップ取引高	その他
百万円	百万円	百万円	百万円

(ハ)　外国市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

（注意事項）

1　「デリバティブ取引高」は、想定元本ベースで記載すること。

2　外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。